

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第1 2次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第1 計画の期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とする。</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。（＝次期計画期間（R4～8度））</p>
<p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定（89,213ha）、国指定（30,253ha）、合計119,466haと県土面積の約13%を占める。 ・ イノシシによる農業被害、クマ出没の増加に伴い、生息地の鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められている。 ・ 指定方針（全体、指定区分ごと）…新規指定は20年等 ※指定区分…森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地 ・ 鳥獣保護区の新規指定計画、既指定鳥獣保護区の変更計画（H29～R3度） <p>2 特別保護地区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定（5,568ha）、国指定（4,600ha）、合計10,168haと鳥獣保護区指定面積の約9%を占める。 ・ 指定方針（全体、指定区分ごと）…新規指定は20年等 ・ 特別保護地区の指定計画、既指定特別保護地区の再指定計画（H29～R3度） <p>3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定方針と指定計画（H29～R3度） <p>4 休猟区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に休猟区はなく、第10次計画以降指定していない。 <p>5 鳥獣保護区の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な巡回により鳥獣の生息状況の把握、標識類等の管理を行う。 ・ 管理施設の整備状況等 	<p>○現行計画期間中においても、イノシシの生息域の拡大やその他鳥獣を含めた被害地域の拡大や被害額増加に伴い、地元住民等の鳥獣保護区の必要性に関し理解が得にくくなっていることから、鳥獣保護区の新規指定や拡大、更新が困難になってきている。</p> <p>○このため、県では、鳥獣保護区の縮小、廃止だけではなく、保護規制を少し弱めた狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定振替を含めた弾力的な見直しを推奨している。</p>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時点修正を行う（鳥獣保護区の面積の修正等） ○A地元市町村との意見調整を踏まえ、次期計画期間（R4～8度）の内容に更新する。 ※個別の鳥獣保護区等の見直し内容は次回委員会で提案する。 ○時点修正を行う ○上記Aに同じ ○上記Aに同じ ○上記Aに同じ
<p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖（略）</p> <p>2 放鳥獣（略）</p>		<p>【継続】</p>

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 ・山形県希少鳥獣（県レッドリスト等）、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣及び一般鳥獣の保護及び管理</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等に係る許可基準の設定 ・許可に当たっての条件の考え方、わなの使用に当たっての許可基準 ・鉛中毒が生じる蓋然性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p>3 学術研究を目的とする場合（略）</p> <p>4 鳥獣の保護を目的とする場合（略）</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合 ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 ・鳥獣による生活環境、農林又は生態系に係る被害防止を目的とする場合 個体数調整の許可基準の設定 有害捕獲許可基準の設定、被害発生予察表の作成</p> <p>6 その他特別の事由の場合（略）</p> <p>7 捕獲許可した者への指導 ・捕獲物又は採取物の処理等及び情報の収集、錯誤捕獲の指導</p> <p>8 許可権限の市町村長への移譲（略）</p> <p>9 鳥類の飼養登録（略）</p> <p>10 販売禁止鳥獣等の販売許可（略）</p> <p>11 住宅集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項（略）</p>	<p>○現行計画期間中に県レッドリストの一部改定がなされている</p> <p>○現行計画期間中にニホンジカ管理計画を策定</p> <p>○県の鳥獣被害防止対策としては、市町村が被害防止計画に基づき実施する被害防止活動を支援し、被害防除対策、生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせた、住民主体の集落単位による総合的な取組みを推進し、優良取組事例を県全体へと波及させていきたい。</p> <p>○鳥獣特別措置法の一部改正により、「新たな広域的な捕獲対策」が実施可能となった。</p>	<p>【更新】</p> <p>○最新の県レッドリストの内容にあわせて更新</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、鉛中毒に関する記載の拡充を検討</p> <p>○ニホンジカ管理計画の策定に伴う追記 ○市町村イノシシ管理計画の記述の削除</p> <p>○予察表の内容（加害獣、被害発生地域等）の改定 ※次期計画期間（R4～8度）の内容に更新</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、鳥獣被害防止対策として、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施について記載</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、広域的な捕獲の強化について記載を検討</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、錯誤捕獲の防止の記載を拡充</p>
<p>第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定 ・特定猟具使用禁止区域の指定計画及び内訳（H29～R3分）</p> <p>2 特定猟具使用制限区域の指定 ・指定計画なし</p> <p>3 猟区設定のための指導（略）</p> <p>4 指定猟法禁止区域の指定 ・鉛散弾を使用する猟法で指定されているのは2箇所</p>		<p>【更新】</p> <p>○上記Aに同じ</p>
<p>第6 第一種特定鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</p> <p>1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針（略）</p> <p>2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針 ・県の第二種特定鳥獣保護管理計画の作成方針と施策の方針（ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ） ・県計画に係る市町村の実施計画（ニホンザル、イノシシ）</p>	<p>○現行計画期間中にニホンジカ管理計画を策定</p>	<p>【更新】</p> <p>○ニホンジカ管理計画の策定に伴う追記 ○各県計画の期間の更新 ○市町村イノシシ管理計画の記述の削除</p>

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>1 基本方針（略）</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 ・鳥獣生息分布調査、第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査（H29～R3度）など</p> <p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>4 放射性物質検査</p>		<p>【更新】</p> <p>○次期計画期間（R4～8度）の内容に更新</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○時点修正を行う</p>
<p>第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>1 鳥獣行政担当職員 ・方針、設置計画、研修計画</p> <p>2 鳥獣保護管理員 ・方針、設置計画、活動計画、研修計画</p> <p>3 保護及び管理の担い手の育成及び確保 ・方針、研修計画、狩猟者の育成</p> <p>4 鳥獣保護センター等の設置（略）</p> <p>5 指導</p> <p>6 必要な財源の確保</p>	<p>○地域において、鳥獣被害対策を先導して推進する調整・取りまとめ役の「鳥獣被害対策リーダー」の育成と、その方を支援する行政関係職員のスキルアップが必要である。</p> <p>○認定鳥獣捕獲事業者が位置付けられていない</p>	<p>【更新】</p> <p>○課題を踏まえた時点修正を行う</p> <p>○身分変更を踏まえた時点修正を行う</p> <p>○一般的な狩猟者の育成に関する時点修正</p> <p>○認定鳥獣捕獲等事業者の位置付けを行う</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○時点修正を行う</p>
<p>第9 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>3 傷病鳥獣救護の基本的な対応</p> <p>4 感染症への対応 ・高病原性鳥インフルエンザ（連絡体制等）</p> <p>5 普及啓発 ・愛鳥週間ポスターコンクールの実施計画、愛鳥週間行事等の計画 ・他に、野鳥の森等整備、安易な餌付けの禁止、小中学生を対象にした普及啓発、法令の周知</p>	<p>●本県でも令和2年度のクマの目撃件数が過去最高となり、人身被害は5件発生したほか、イノシシの山形市中心市街地の出没事案も発生し、人身被害防止の対応が求められている</p>	<p>【更新】</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、捕獲の担い手の確保・育成に関する記載を拡充</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○高病原性鳥インフルエンザの連絡体制等について時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、豚熱、アフリカ豚熱等の対策について大幅に記載</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、クマ、イノシシ等の市街地出没時の対応について記載</p>
<p>附属資料編</p> <p>・ツキノワグマの錯誤捕獲事例、県内のイノシシ捕獲状況、ニホンジカの目撃位置・情報 など</p>		<p>【更新】</p> <p>○農作物被害状況の追加のほか、時点修正を行う</p>